

令和 7 年度

大型水工実験場庇改修工事

特記仕様書

令和 8 年 1 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

1. 工事概要

本工事は、大型水工実験場の東側及び西側、東側エントランス庇改修を行うものである。

2. 施工場所

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
大型水工実験場

3. 工期

契約締結日より令和8年3月31日までとする。

4. 工事内容

工種名稱	規格・形状寸法	単位	数量	参考数量
大型水工実験場庇改修工事				
西側エントランス庇改修				
仮設工		式	1	52 m ²
補修工		式	1	28 m ²
西側庇上裏補修				
仮設工		式	1	278 m ²
補修工		式	1	30m
東側庇上裏補修				
仮設工		式	1	689 m ²
補修工		式	1	74m
発生材処分				
発生材処分		式	1	

5. 支給材料、貸与物件及び提供資料

なし

6. 工事仕様

6-1 総則

- (1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和7年版、国土交通省大臣官房官庁営繕部）の定めによるものとする。なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議し実施するものとする。
- (2) 特記仕様書に記載のない事項については、以下によるものとする。
 - ① J I S : 日本産業規格
 - ② 消防法
 - ③ その他関係する法規、条例及び基準等
- (3) 受注者は、本工事の実施に先立ち、現地調査を入念に行い、監督職員と協議のうえ施工計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

6-2 西側エントランス庇改修

(1) 仮設工

外部足場、防護シート等の設置を行う。設置にあたり、足場組立・解体時に安全確保を行う者を配置すること。

・足場設置 52 m²

(2) 補修工

- 1) 既存幕板の撤去を下地も含めて実施すること。なお、アスベスト対策として飛散防止養生及び保護具を想定している。
- 2) 補修は以下を想定している。

・下地 LGS JIS材25型使用 耐風圧用 28m²

・笠木 14m

・幕板 14m

・上裏板 ケイカル板6mm 14m

・堅桶 φ50 1式

・上裏材塗装 (水性シーラー+AEP) 74 m²

6-3 西側庇上裏補修工事

(1) 仮設工

外部足場、防護シート等の設置を行う。設置にあたり、足場組立・解体時に安全確保を行う者を配置すること。

・足場組立解体(W600mm) 278 m²

(2) 補修工

補修は以下を想定している。

- 1) 既存上裏フレキ板撤去を下地も含めて実施すること。なお、アスベスト対策として飛散防止養生及び保護具を想定している。

・上裏フレキ板撤去 30m

・下地 LGS (耐風圧用) 30m

・新規裏上裏 (ケイカル 6mm) 30m

・塗装 (水性シーラー及びAEP) 30m

6-4 東側庇上裏補修工事

(1) 直接仮設工事

外部足場、防護シート等の設置を行う。設置にあたり、足場組立・解体時に安全確保を行う者を配置すること。

・足場組立解体(W600mm) 689 m²

(2) 補修は以下を想定している

- 1) 既存上裏フレキ板を下地も含めて実施すること。なお、アスベスト対策として飛散防止養生及び保護具を想定している。

・上裏フレキ板撤去 75m

・下地 LGS (耐風圧用) 75m

・上裏板 (ケイカル 6mm) 75m

・上裏板塗装 (水性シーラー+AEP) 75m

7. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. その他

8-1 契約内容の変更手続きについて

- (1) 本特記仕様書に明記なき事項及び本製作の遂行上疑義が生じた場合は、全て両者が協議のうえ、決定しなければならない。
- (2) 工事内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とし、履行期間末日までに変更契約を行うものとする。
- (3) 書面を提出する場合の書式（提出部数も含む）は、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

8-2 完成図等

本工事における完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、提出書類すべての最終成果（以下「完成図書」という）を電子データで作成し、納品するものである。
- (2) 「完成図書」は、作成した電子データを電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で 1 部提出するものとする。なお、「完成図書」の詳細内容及び電子化については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 特記仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。
- (4) 「紙」による報告書は、製本 1 部とする。
報告書製本の体裁は、パイプ式ファイル又は紙ファイルを A4 判とし、図表は A3 版折込を標準とする。
- (5) 提出書類
 - ① 特記仕様書（発注図面含む）
 - ② 施工計画書
 - ③ 完成図面
 - ④ 写真
 - ⑤ その他必要な書類

8-3 受注者は、本工事遂行中に建物・機械等の当所所有物に損傷を与えた場合は、直ちに監督職員に報告し、受注者の負担で復旧するものとする。

8-4 受注者は、資機材の運搬経路については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。また、資機材の運搬に当たっては、他の交通の妨げにならないようにしなければならない。

8-5 受注者は、工事において当所内で使用する電力、用水を無償で使用できるものとする。

8-6 本工事の施工にあたっては、周辺環境対策の一環として、「平成9年7月31日付建設省告示第1536号、改正平成12年12月22日付 建設告示第2438号、改正平成13年4月9日付 国土交通省告示第487号」により定められた低騒音型・低振動型を使用するものとする。なお、低騒音型・低振動型を使用できない場合は、監督職員と協議しなければならない。

8-7 本工事において発生した廃棄物は、受注者の責により適正に処分するものとする。

8-8 受注者は、産業廃棄物が搬出される場合には、産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）又は、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員に提示しなければならない。

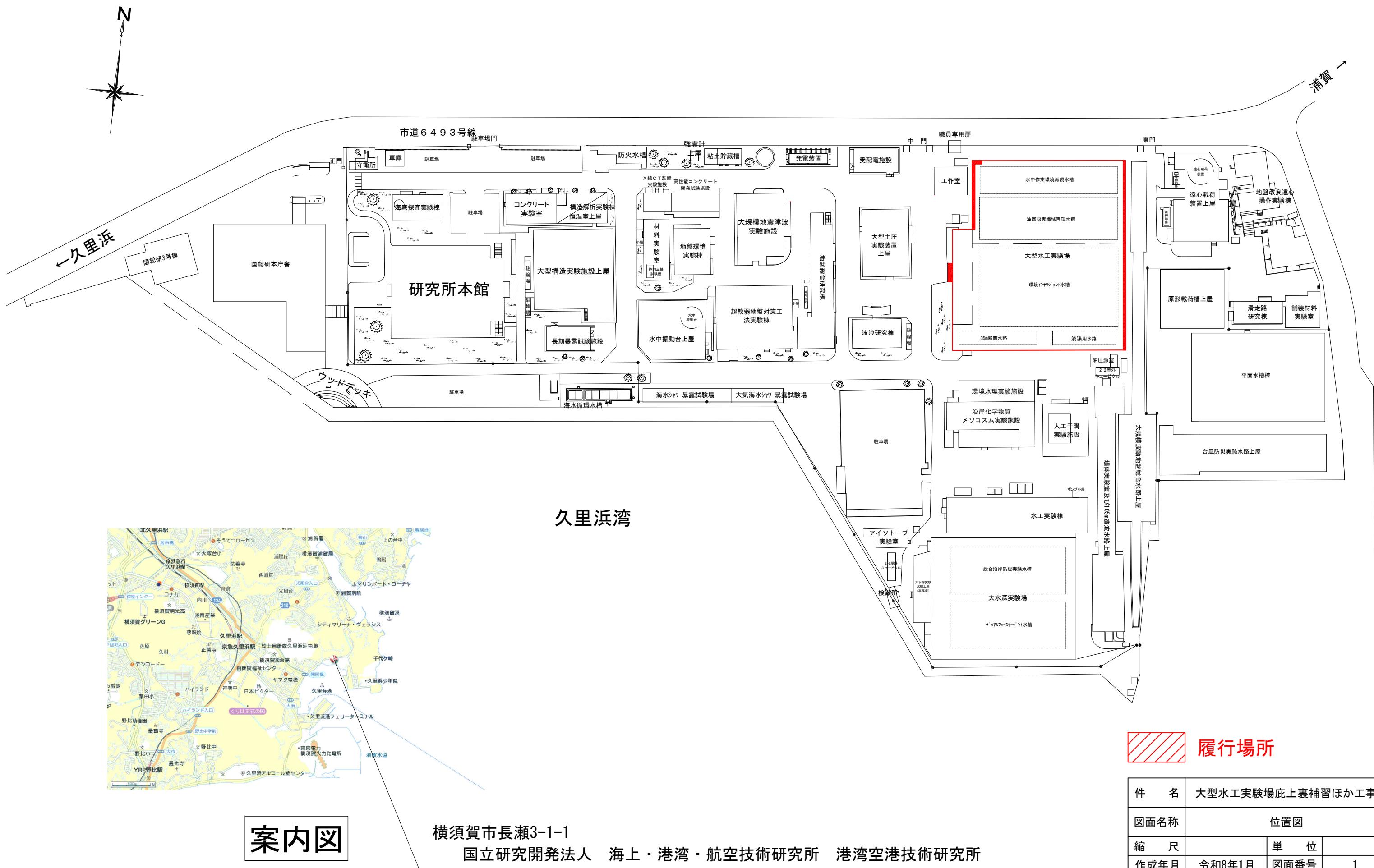
8-9 石綿含有物の事前調査・届出等

受注者は、石綿障害予防規則（令和5年4月改正）に該当する工事を実施する前に、必要な調査及び届出等を行うものとする。その際、事前に届出内容及び費用等を監督職員に報告する。

なお、アスベスト含有検査費用は含むものとし、アスベスト処分費用については協議を行うものとする。

以上

港灣空港技術研究所 位置図



件名	大型水工実験場庇上裏補習ほか工事		
図面名称	位置図		
縮尺		単位	
作成年月	令和8年1月	図面番号	1
国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所			